

寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人交通遺児等育成基金（以下「当基金」という。）への寄付の受入に関する必要な事項を定め、寄付財産の適正な管理に資することを目的とする。

(寄付金の種類及び募集)

第2条 当基金が受領する寄付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄付金 寄付者が用途を特定せずに寄付した寄付金
- (2) 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定した寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 当基金は常時、寄付金を募ることができる。

(受入基準)

第3条 当基金は、次の各号の基準を満たしているときは、寄付金を受け入れるものとする。

- (1) 寄付金が当基金定款第4条に定める事業のいずれかに資するものであること。
- (2) 寄付金が当基金の業務運営に支障がないと認められること。

(受領書等の送付)

第4条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付する。

2 前項の受領書には、当基金の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金の用途)

第5条 寄付金は、公益目的事業会計に計上し公益目的事業支出又は公益目的保有財産取得に充てるものとする。ただし、法人会計に収入不足が生じた場合は、当該不足額の範囲内で同会計に計上できるものとする。

2 特定寄付金は、全額を寄付者の特定した用途に使用する。

(情報公開)

第6条 当基金が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄付者に関する個人情報については、当基金の別に定める個人情報取扱規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、寄付金に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成25年4月1日基金総第1035号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。